社会保険と税の扶養の重要ポイント！

社会保険の扶養になるための重要ポイント

Point 01 労働時間数を基準未満に抑える！

扶養になるためには、まず自分自身が社会保険に加入していないことが条件です。
収入額を気にする方が多いですが、扶養に入るためには「自分が社会保険に強制加入する条件に該当していない」ことが必須です。

● **社会保険加入の基準**

社会保険加入者が 50人以上 の事業所
▶ **週20時間以上働くと加入が義務**
※年収106万円要件は近畿圏だと最低賃金でもほぼ到達

社会保険加入者が 50人未満 の事業所
▶ **週30時間以上働くと加入が義務**

そのため、扶養になるには **労働時間をこれらの基準未満に抑える** ことが必須です。

Point 02 扶養者の勤務先にルールを確認！原則ルールは収入見込み、日ごとに判断

扶養になるための収入要件は、扶養してくれる相手の勤務先に左右されます。そのため、まずは扶養してくれる相手の勤務先にルールを確認しましょう。扶養条件を満たしていても、勤務先のルールや担当者の判断が影響する場合があります。

● **注意点**

- 協会けんぽの本来の扶養要件を満たしていても、認められるとは限らない。
- 判断を覆すには、扶養してくれる相手に交渉してもらう必要があり、交渉してもらえない、交渉できないケースもある。

● **協会けんぽの扶養認定における収入要件**

○ 今後の収入見込みが一定額未満（130万円/年、108,333円/月）
不測の臨時収入で超過しても問題ない。

× 特定の期間における実績が一定額未満（130万円/年、108,333円/月）
源泉徴収票や給与明細が超えたらアウト。

税の扶養になるための重要ポイント

Point 01 税の扶養は1月1日～12月31日の収入実績で判断！

所得税の扶養条件は、1年間（1月～12月）の課税収入実績に基づいて判断されます。非課税の収入（通勤手当など）は含まれません。年末に確定した収入で扶養条件を満たしているかどうかが決まり、年末調整や確定申告で処理されます。

Point 02 目的（受けたい控除・効果）を明確にする！

受けたい控除・効果によって、収入基準が変わります。目的を明確にしましょう！

● **配偶者控除を受けたい場合**
（所得控除38万円）
▶ **給与収入103万円以下**

● **所得控除を満額（38万円）受けたい場合**
（配偶者特別控除も可）
▶ **給与収入150万円以下**

● **一部でも配偶者特別控除を受けたい場合**
▶ **給与収入201万6千円未満**
※いずれも収入実績が基準を1円でも超えると適用されません。

配偶者の税金を減らすだけなら150万円以下でOK。
「家族手当の条件」など特別な理由がある場合のみ103万円以下が必要です。

Point 03 配偶者控除の効果を理解する！

配偶者の所得から38万円が控除されます。控除による軽減税額は、配偶者の所得増加に応じて大きくなり、適用される税率に応じて以下の通りです。

税率15% ▶ **57,000円 減税**	税率30% ▶ **114,000円 減税**
税率20% ▶ **76,000円 減税**	税率33% ▶ **125,400円 減税**

収入判断は社会保険と税で別に考えよう！

（見込みと実績の違い）

ケース1 年初は働いていたが、年後半は無職の場合

● **状況** 1月～6月：月40万円で勤務（半年で240万円の収入）。 7月以降：無職で収入0円。

● **判断** 【社会保険】7月以降は収入見込みが0円となるため扶養となれる。
【　税　】年間収入が240万円のため、この年は所得税の扶養となれない。

ケース2 年初は無職、年末に就職した場合

● **状況** 1月～10月：無職で収入0円。 11月以降：月40万円の収入（2か月で80万円）。

● **判断** 【社会保険】当初は扶養となれるが、11月以降は年収見込みが480万円となるため扶養から外れる。
【　税　】年間収入が80万円のため、この年は所得税の扶養となれる。

記事担当 河原 義徳